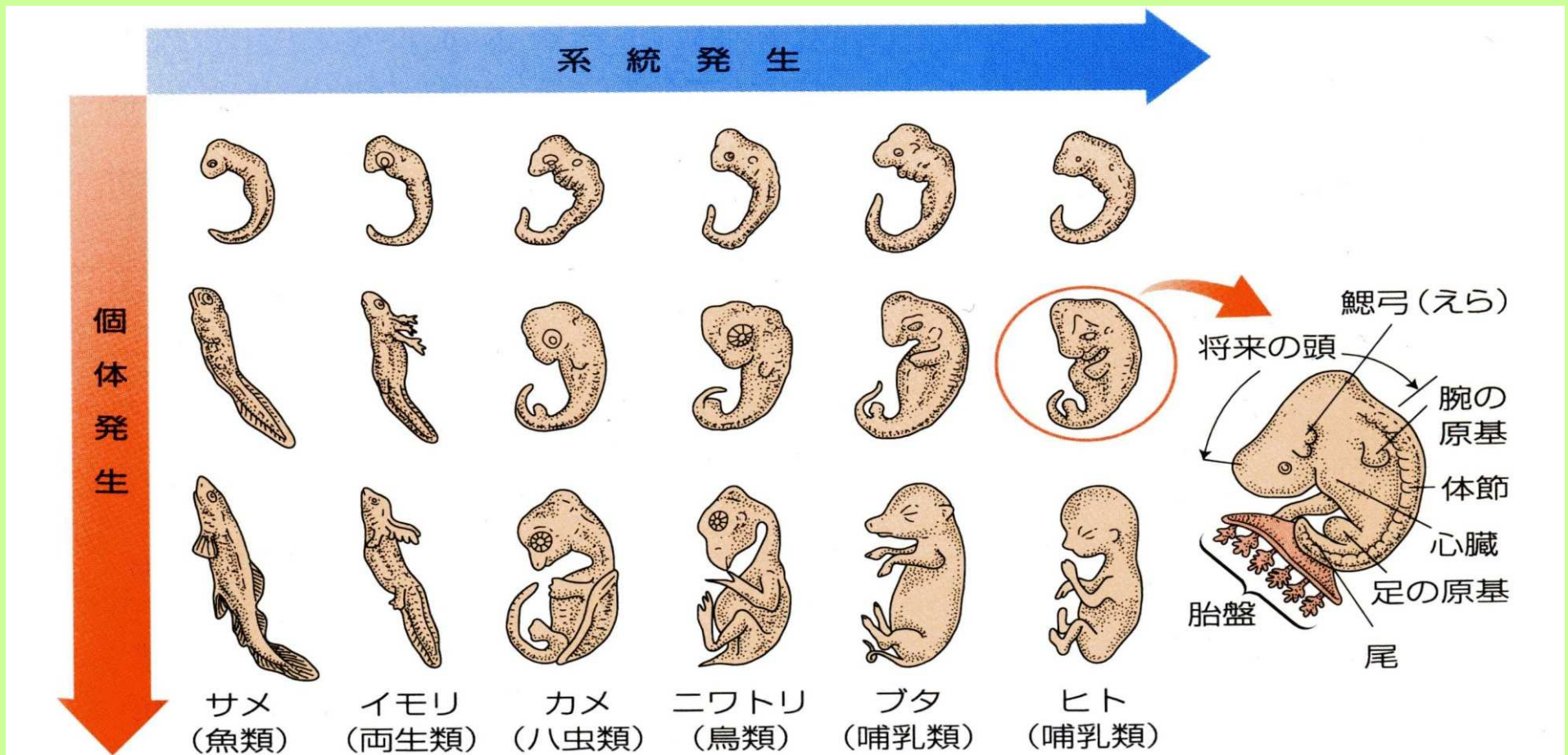


改めて：生物多様性とは

医者・生物学者・哲学者ヘッケル（1834-1919）の反復説
個体発生は系統発生をくり返す



脊椎動物の発生比較



生物多様性条約と締約国会議(COP)

国際的な合言葉は:

行政、 企業、 NGO/NPO、
市民活動、 消費者/生活者の活動の中に

Mainstreaming Biodiversity
生物多様性の主流化

生物多様性条約の締約の経過

生物多様性への注目の高まり
1970年ワシントン条約、72年世界遺産条約、1971年ラムサール条約

野生生物の取引制限

渡り鳥の湿地保全

包括的条約の必要性

1984IUCNが草案作成開始

地球環境問題と開発問題を取り上げた国際会議
1992年 ブラジル・リオデジャネイロ 「地球サミット」で採択

リオの双子の条約

生物多様性条約CBD
Convention on Biological Diversity

気候変動枠組条約CCC
Convention on Climate Change

カルタヘナ議定書

京都議定書

生物多様性条約の3つの目的

- <1> 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- <2> 生物資源を持続可能であるように利用すること
- <3> 遺伝資源利用の利益を公正かつ衡平に配分すること

現在193ヶ国・地域が締結。 遺伝資源利用先進国のアメリカは、条約未締結。

カルタヘナ議定書の目的

遺伝子組み換え生物の悪影響を防止のため、輸出入の可否や影響評価を決定するための手続きを定める(「責任と救済」問題)

現在154ヶ国・地域が締結。 アメリカ、豪州、ロシア、カナダ、シンガポール等は、自国のバイオ産業が不利になることを懸念し議定書未締結。

COP09
COP10
COP11

生物多様性条約締約国会議を
どうしてCOPというの？
正確にはCBD/COPが正しい

The 10th Session of the Conference of the Parties

To the United Nations Framework Convention

on Biological Diversity

生物多様性条約第10回締約国会議
(略してCBD/COP10)

生物多様性条約締約国会議(COP)

- ◆第1回(1994年) ナッソー(バハマ)
- ◆第2回(1995年) ジャカルタ(インドネシア)
- ◆第3回(1996年) ブエノスアイレス(アルゼンチン)
- ◆第4回(1998年) ブラチスラバ(スロバキア)
- ◆第5回(2000年) ナイロビ(ケニア)
- ◆第6回(2002年) ハーグ(オランダ)
- ◆第7回(2004年) クアラルンプール(マレーシア)
- ◆第8回(2006年) クリチバ(ブラジル)
- ◆第9回(2008年) ボン(ドイツ)
- ◆第10回(2010年) 愛知・名古屋(日本)



■会場風景



■会議風景

国連の国際生物多様性年

2010年は、条約の「2010年目標」の達成年
ABSの国際的枠組みの策定年

過去の生物多様性条約締約国会議のポイント

- ◆ 第5回(2000年) (ケニア・ナイロビ)
「エコシステムアプローチの原則」の合意
- ◆ 第6回(2002年) (オランダ・ハーグ)
2010年目標、ABSボンガイドラインの採択
- ◆ 第7回(2004年) (マレーシア・クアラルンプール)
2010年目標達成のための条約戦略策定の採択
- ◆ 第8回(2006年) (ブラジル・クリチバ)
締約国が目標と指標を国家戦略に組み入れること
を採択、「民間の参画」を促す決議の採択
- ◆ 第9回(2008年) (ドイツ・ボン)
生物資源の利用と利益配分についてロードマップの
合意、バイオ燃料と農業及び2010年以後の目標の設
定についての議論

生物多様性条約締約国会議の開催概要

参加者

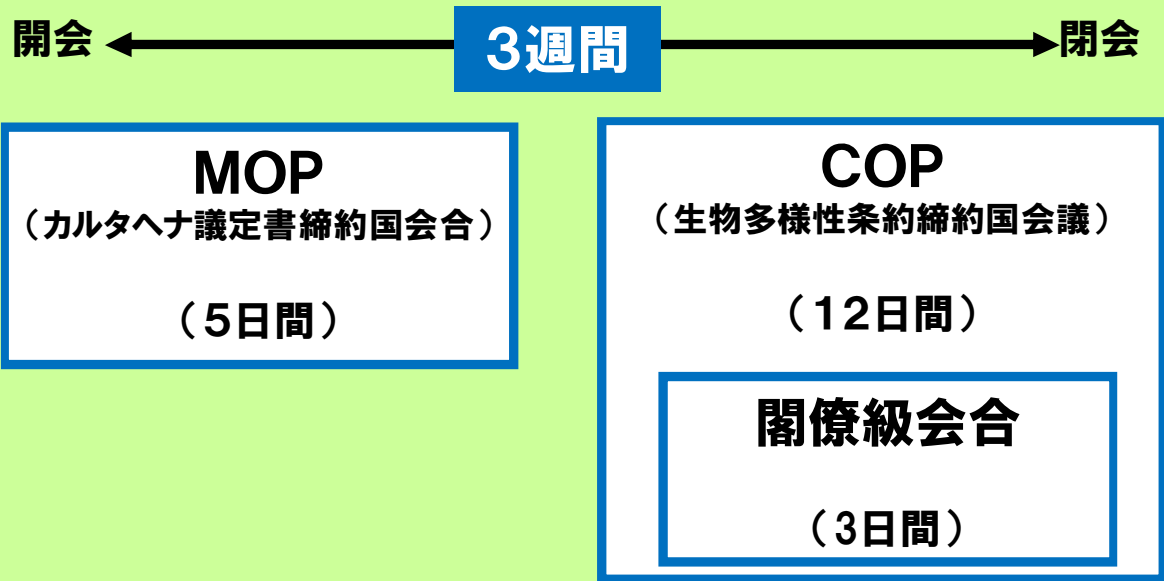
193の締約国、国連諸機関、NGO、メディア等 数千人

期間

3週間(1週間のカルタヘナ会合と2週間の条約会合)



会議



サイド
イベント

学術の発表交流会、都市会議、
ワークショップ、ブース展示、エクスカーション等

COP9での主要議題

個別議題

- ◆ **遺伝資源**へのアクセスと利益配分
- ◆ **海洋、沿岸域と保護地域**
- ◆ **侵略的外来生物**
- ◆ **気候変動**と生物多様性
- ◆ **観光、経済・貿易**
- ◆ **農業・森林・食料・飲料水**と生物多様性
- ◆ **資金提供**とその仕組みの構築
- ◆ **技術移転と協力**
- ◆ **広報と教育**
- ◆ 条約の実施における他の条約や機関等との協力

主要議題

◆ **生物多様性の現状の検証（2010年目標の達成状況の検証）**

2010年目標； 締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる

◆ **遺伝資源**を活用した際の利益配分(先進国と途上国間の調整)

◆ **遺伝子組み換え作物**の「責任と救済」問題(カルタヘナ議定書)

2010目標(第6回COPで採択)

2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる

①生態系等の生物多様性の保全、②種の多様性の保全、③遺伝子の多様性の保全、④持続可能な利用の促進、⑤生息地の損失等の軽減、⑥侵略的外来種の制御、⑦気候変動、汚染からの防御、⑧生態系の能力の維持、⑨先住民や地域社会の社会的・文化的多様性の維持、⑩遺伝資源利用の利益の公正・衡平な配分、⑪締約国の資金的、人的、科学的、技術的能力の向上など、21項目の小行動目標で評価

国際条約事務局が各国の報告を元に検証

「地球規模生物多様性概況第3版GBO3」(22.5.9公表)

→行動目標全て未達成

定性的で加盟各国に拘束力がない

→ **ポスト2010目標設定の課題**